原子力施設等におけるトピックス (令和2年11月9日~11月15日)

令和2年 11 月 18日 原 子 力 規 制 庁

○令和2年11月9日~11月15日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

● 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年11月9日~11月15日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*…原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃料

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
11月12日	 東京電力ホールディングス	 福島第一原子力	1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について	·LCO逸脱 12日 11:13
	株式会社			(実施計画第24条)
				·LCO復帰 12日 14:40

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし



<u>本文へ</u> <u>サイトマップ</u> <u>新着履歴</u> <u>English</u> ●ページ ○ PDF ○ すべて 検索

組織について

政策について

会議・面談等

原子力規制事務所

法令・基準

手続き・申請

文字サイズ変更 標準 大 最大

緊急情報

ホーム

24時間以内に緊急情報はありません。

緊急時ホームページ/メール登録 65

情報提供はありません。

(5 緊急時ホームページ/メール登録

・基準 原子力施設別規制法令及び通達に係る文書 原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書 東京 東京電力ホールディングス(株)から福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱について報告を受録 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一 現在位置

東京電力ホールディングス(株)から福島第一原子力発電所における運転上 の制限の逸脱について報告を受領

> 令和2年11月12日 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年11月12日に東京電力ホールディングス株式会社から、東京電力株式会社福島第一 原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第14条第9号の規定に基づき、福島第一原 子力発電所の運転上の制限(注)の逸脱について、下記のとおり報告を受けました。

東京電力ホールディングス(株)からの報告内容

本日(11月12日)午前11時12分頃、1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台(A, B)停止とな り、1号機原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器の監視が全系統(A,B)不能になりました。

当該検出器の監視が全系統不能になったことに伴い、東京電力は、午前11時13分、実施計画第1編第24条(未 臨界監視)を満足できない(以下「運転上の制限逸脱」)と判断しました。

当該排気ファンが全台停止した原因を確認した結果、当該設備のサーバ機器の点検作業を行っていた協力企業作 業員が、誤って排気ファンの緊急停止ボタンを押したことに伴い、停止に到ったことを確認したことから、当該排 気ファン(A)について、午後1時3分に起動操作を行い、午後1時22分、運転状態に異常がないことを確認しまし

その後、午後2時30分、当該検出器(A,B)に異常がないことが確認できたことに伴い、午後2時40分、当直長 は運転上の制限逸脱からの復帰を判断しています。

なお、午前11時30分から当該設備の代替監視として、敷地境界モニタリングポスト、構内線量表示器による空 間線量率、および原子炉圧力容器底部の温度上昇率の監視を 行っており、監視を行っている間において、有意な 変動がないことを確認しています。

今後、誤って排気ファンの緊急停止ボタンを押した原因について調査を行い、原因が分かり次第、速やかに再発 防止対策を講じてまいります。

2. 原子力規制委員会の対応

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力運転検査官が現場確認等を行い、東京電力ホールディングス株式会 社が実施計画に従い、必要な措置を適切にとっているかどうかについて確認しております。

原子力規制委員会は、引き続き、東京電力ホールディングス株式会社が行う措置の実施状況等について確認しま す。

(注) 運転上の制限

実施計画において、原子炉の未臨界を維持するため、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及 び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを定めているものです。これを満足し ない状態が発生すると、発電用原子炉設置者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに適正な状態への 復旧等の措置を行うことが求められます。

関係ページ

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 規制法令及び通達に係る文書

原子力発電所の規制法令 及び通達に係る文書

- ▶ 北海道電力株式会社 泊発電 所
- ▶ 電源開発株式会社 大間原子 力発電所
- 東京電力ホールディングス株 式会社 東通原子力発電所
- ▶ 東北電力株式会社 東通原子 力発電所
- ▶ 東北電力株式会社 女川原子 力発電所
- 東京電力ホールディングス株 式会社 柏崎刈羽原子力発電
- 東京電力ホールディングス株 式会社 福島第一原子力発電
- 東京電力ホールディングス株 式会社 福島第二原子力発電
- ▶ 日本原子力発電株式会社 東 海第二発電所
- ▶ 日本原子力発電株式会社 東 海発電所
- ▶ 中部電力株式会社 浜岡原子 力発電所
- ▶ 北陸電力株式会社 志賀原子 力発電所
- ▶ 日本原子力発電株式会社 敦 賀発電所
- ▶ <u>関西電力株式会社 美浜発電</u> 所
- ▶ 関西電力株式会社 大飯発電
- ▶ 関西電力株式会社 高浜発電 所

お問い合わせ先

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

室長:竹内淳 担当:林田

電話(直通): 03-5114-2120 電話(代表): 03-3581-3352

中国電力株式会社 島根原子 力発電所

- ▶ 四国電力株式会社 伊方発電
- ▶ 九州電力株式会社 玄海原子 力発電所
- ▶ 九州電力株式会社 川内原子 力発電所

ページトップへ

原子力に関するお問い合わせは こちら

03-5114-2190

利用規約 プライバシーポリシー

アクセシビリティについて

原子力規制委員会(法人番号 9000012110002)

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL: 03-3581-3352 (代表)

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

(原子力規制委員会HP掲載)



福島第一原子力発電所 1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱についての排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について

2020年11月12日

2020年11月12日 東京電力ホールディングス株式会社

本日(11月12日)午前11時12分頃、1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になりました。

これに伴い、午前11時13分、当直長が実施計画第1編第24条(未臨界監視)を満足できないと判断しました。

プラントパラメータ、モニタリングポスト、構内敷地境界連続ダストモニタの指示に有意な変動はありません。

引き続き、状況等について確認してまいります。

以上



福島第一原子力発電所 1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について(続報)の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について(続報)

2020年11月12日

2020年11月12日 東京電力ホールディングス株式会社

1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し,原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になり,「運転上の制限を逸脱した」と判断した件について,その後の状況をお知らせします。

本日11時30分、当該設備の代替監視としてモニタリングポストによる空間線量率及び原子炉圧力容器底部の温度上昇率の監視を開始しました。

その後、原因を調査した結果、誤操作により当該設備の停止に至ったことを確認しました。

このことから、今後準備が出来次第、当該設備の起動操作を実施します。

なお、12時30分時点で、代替監視として監視しているモニタリングポストによる空間線量率及び原子炉圧力容器底部の温度上昇率について、異常がないことを確認しました。

また、ブラントバラメータ、構内連続ダストモニタ、周辺監視区域境界連続ダストモニタ、構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。

以上



福島第一原子力発電所 1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について(続報2)の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について(続報

2020年11月12日 2)

2020年11月12日 東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になり、「運転上の制限を逸脱した」と判断した件について、その後の状況をお知らせします。

当該設備の排気ファンの起動操作を実施し、13時22分に運転状態に異常がないことを確認しました。

また、代替監視は継続して実施しており、異常がないことを確認しております。

なお、プラントパラメータ、構内連続ダストモニタ、周辺監視区域境界連続ダストモニタ、構内線量表示器の指示に有意な変動はありません。

以上



福島第一原子力発電所 1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファン全台停止に伴う運転上の制限からの逸脱について(続報3)

2020年11月12日

2020年11月12日 東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所1号機原子炉格納容器ガス管理設備の排気ファンが全台停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が両系とも監視不能になり、「運転上の制限を逸脱した」と判断した件について、その後の状況をお知らせします。

1号機原子炉格納容器ガス管理設備排気ファン起動後、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器にて未臨界監視が可能であるごとを確認しました。

これに伴い、実施計画第II章第1編第24条(未臨界監視)「原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器 1チャンネルが動作可能であること」を満足していることを確認したことから、当直長は午後2時40分、運転上の制限の逸脱からの復帰を判断しました。

なお、運転上の制限を逸脱していた時間帯については、代替監視により未臨界状態を維持出来ていることを確認しております。

以上







東京電力ホールディングス株式会社提供